

平成 30 年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 平成 30 年 6 月 13 日（水） 9:30～12:00

II 場 所 広島県庁 本館 4 階 海区委員会室
(広島市中区基町 10 番 52 号)

III 出席委員 山尾委員（議長），花輪委員，門田委員，佐久間委員，細野委員，三好委員

- IV 議 題
- 1 日本型直接支払制度について
 - (1) 中山間地域等直接支払交付金
 - (2) 多面的機能支払交付金
 - (3) 環境保全型農業直接支払交付金
 - 2 強い農業づくり交付金について
 - (1) 強い農業づくり交付金の概要
 - (2) 鳥インフルエンザ対策施設整備事業
 - (3) 卸売市場整備事業
 - 3 消費・安全対策交付金について
 - (1) 消費・安全対策交付金の概要
 - (2) 畜産物の安全の確保
 - (3) 家畜衛生の推進
 - (4) 農薬の適正使用等の総合的な推進
 - (5) 重要病害虫の特別防除等
 - (6) 輸出検疫条件の確立
 - (7) 水産物の安全の確保，
 - (8) 養殖衛生管理体制の整備
 - 4 産地パワーアップ事業について
 - (1) 産地パワーアップ事業の概要
 - (2) トマト産地の拡大

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課
電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度は農業農村の多面的機能の維持発揮を図るため、地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援するもので、多面的機能直接支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。

3つの制度の交付金の交付単価は支払制度ごとの単価、田、畑、傾斜地等で単価が異なる点を資料に記載している。広島県ではひろしま未来ビジョン農林水産業アクションプログラム（以下AP）で平成27年から29年の三か年で第一期を実施しており、平成30年度から第二期のAPに変更になっている。日本型直接支払制度については、豊かな地域づくりの持続的な農業生産活動の実現、地域ぐるみの共同活動を推進するしくみづくりというところへ位置づけられている。

(1) 中山間地域等直接支払交付金

平成29年度における実施状況等について

昨年度はこれまでと同様に18市町で取り組まれている。

中山間直接支払制度の協定数は県内で1,613になっている。主に9割以上を集落協定が占めており、残り1割弱が個別協定となっている。協定面積は集落協定が93.8%、個別協定が6.2%となっている。

広島県全体で約27億4千万円が交付されたが、協定面積が一番多い市町は庄原市、次に三次市、北広島町の順になっている。

集落協定の概要は8割の参加者が農業者となっている。

交付金の使用方法は、およそ50%が共同取組活動費、残りは農業者への個人配分となっている。

共同取り組み活動の実施状況、農業生産活動を継続するためだけの活動は基礎単価の8割を交付している。その中で一番多い取り組みは鳥獣被害防止活動が多く、72.2%を占め、次に法面管理が多くなっている。また、水路、農道管理についてもほとんどの協定で取り組まれている。

多面的機能を増進する活動は周辺林地の下草刈りが73.2%と最も多く、次に景観形成作物の作付けが多くなっている。

基礎単価+体制整備のための単価は、前向きな取組ということで単価の10割を交付することとなっている。体制整備単価に取り組んでいる協定のうち、農地法面水路農道等補修・改良マップを作成した協定が72.4%と最も多くなっている。

農業生産活動の体制整備に必要な活動として、高齢等により農業の継続が困難となる農

地が生じた場合のサポート体制を位置づけた協定が9割以上となっている。

加算措置に取り組む協定に係る活動では、平成23年度に集落連携機能維持加算は10協定取り組まれていたが、1協定減少し現在9協定となっている。

平成28年度は超急傾斜農地保全管理加算に30協定で取り組まれていたが、現在6協定増えて36協定となっている。

個別協定の概要について交付対象者の経営形態は認定農業者が約半数を占め、次に農業生産法人、特定農業法人と続いている。

中山間地域等直接支払交付金の第4期対策は、現在平成27年度から4年目を迎えている。この取り組みは5年間継続となるので農家の高齢化などが理由で移行の際に継続できない協定などがありやめたところがある。このため平成26年度から27年度に移行する際に減少したが、平成27年度からは微増した。個別協定は全体としての割合はかなり少ないが担い手による取り組みなどが増え、平成27年度から増加している。

耕地面積と耕地利用率は、制度開始後に81%程度であったが、70%後半の利用率を保っている。農業就業人口は減少を続けているが耕地面積の減少率は微減で食い止めることができている。

中山間地域等直接支払の優良事例として2つ事例をあげている。

庄原市東城町の(株)vegetaは大規模なキャベツ生産を目指している。(株)vegetaは県内の様々な地域で生産を行ってきたが、農地の維持活動が課題であった。そこで地域の農家が農地の維持活動を行い、(株)vegetaが担い手としてキャベツ生産を行い規模拡大を図っている。これは中山間直払い制度を有効に活用した、役割分担による農地の維持と生産拡大の優良事例である。

安芸太田町の井仁集落は棚田オーナー制度や棚田体験会を通じ、都市と農村の交流を中山間地域等直接支払制度を活用して積極的に行っている。

(2) 多面的機能支払交付金

多面的機能支払制度は日本型直接支払制度の3本柱の一つであり、農地維持支払と資源向上支払から構成され、農地維持支払は農村の多面的機能を支える共同活動を支援している。また、資源向上支払は農地、水路、農道など地域資源の質的向上を図る活動を支援している。この交付金の目的は地域の共同活動を支援することで、地域資源の適切な保全管理を推進して、農村の有する多面的機能を維持発揮すること。さらに担い手農家への農地集積を後押しすることを目的としている。

平成29年度において県内で取り組んでいる市町は18市町であり、平成28年度と変化はないが、取り組み面積は18,838haと平成28年度と比べ207ha伸びている。広島県の農振

農用地面積 52,788ha のうち昨年度は 35.3%のカバー率であったが 35.6%へ伸びている。

取り組み状況の推移は平成 24 年度と 26 年度に大きく伸びている。これは平成 24 年度には県の担い手要件が緩和されたためであり、平成 26 年度は従来予算措置により実施されてきた事業が法制化されたためであり、安定的な予算確保や運営が可能となったためである。平成 26 年度以降の伸びは鈍化傾向となっている。

市町毎の取り組みは水田地帯を多く抱える東広島市、安芸高田市、北広島町、三原市、世羅町、三次市、庄原市が多くなっている。

平成 29 年度の実績は農振農用地を抱える 20 市町のうち 18 市町が取り組んでおり面積は対前年で 207ha 増加した。

活動組織数は 838 組織であり、必須項目である農地維持支払、選択項目である資源向上支払にそれぞれ取り組んでいる。選択的取り組む資源向上支払の組織数は共同取組が 576、長寿命化等が 133 組織となっている。交付金額 10 億 96 百万のうち農地維持支払が約半数占めている。

活動内容については、農地維持支払は畦畔・水路の草刈・泥上げが多く占めており、資源向上支払は畦畔、水路、農道の補修、更新等を実施している。

取組推進に関する課題や今後の取り組み方向について、活動組織の広域化は近年取組面積の伸びが小さくなっており農業者の減少などによる組織体制維持が困難となっていることが要因と考えている。このことについては地域外からの担い手確保や集落間連携や体制強化のための広域化を推進している状況である。

広域化の事例としては東広島市で 2 つ広域組織を設立し、1 つの組織が面積拡大を実施している。また世羅町は 1 つ広域組織を設立している。全体で広域組織による取り組みは平成 29 年度に前年に比べ倍増している。

担い手による農地集積により持続的な農業生産活動が可能となるが、一部地域を除いて集積が進んでおらず、本交付金の活動を通して農地集積を促す必要がある。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金制度

本交付金の目的としては、農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進するために、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動を支援する、という方向で対応している。具体的には堆肥施用や、有機農業への取り組みについて支援している。

平成 30 年度から国際水準 GAP に取り組んでいただくことになっているが、これは認証取得を求めるものではない。

平成 29 年度の実績は取組件数が 68、取組面積は 589ha で 13 市町での取組であった。

平成 30 年度の計画は取組件数が 71、取組面積は 683ha と微増しており、これに基づき県

は予算化している。

この交付金は広島県の最終評価を今年度行うことになっている。これは国のスケジュールにあわせる形になるが、平成30年2月に広島県中間年評価報告書を報告しており、平成30年12月末までに広島県最終評価（案）を作成し県の第三者委員会に諮り農林水産省に報告する予定である。

広島県の最終評価（案）については第三者委員会へ書面審査という形でお諮りし平成31年2月中旬までに農林水産省へ報告したいと考えている。

県内実績は都市近郊では少ないが、それ以外市町では堆肥の施用やカバークロップ、有機農業への取組がされている。

質 疑

委 員 集落協定と個別協定の推移のなかで、集落協定から個別協定へ集落法人として切り替えた事例はあるのか。

事務局 指摘については手元に細かいデータがないが、委員が言われているケースもあるのではないかと思う。

委 員 協定数が第三期対策のレベルまで戻りつつあるが、どのくらいまで回復するか見込みはあるのか。

事務局 平成31年度まで2年間あるが、これまでの経過を踏まえるとそこまで大きな増加は想定しておらず、このまま微増と考えている。

委 員 これから取り組むと5年間縛られるので、そこまで増えることは無いと考えているのか。

事務局 はい。

委 員 農地の維持活動については中山間直接支払制度を活用し、維持管理を農家が行い、生産はこの会社が行うという先進的な取組ではないかと思う。

中山間地域直接支払制度は維持管理活動だけでも要件を満たし、農地を貸しそこで担い手が生産をすることも制度として可能なのか。

事務局 役割として維持管理する方、生産する方が誰なのか協定の中に取り決められている。この事例は完全に分業したというわけではなく、担い手の方も面的に広いところを管理するのは負担になるので、地域の方も農地を貸せば終わりではなく一緒に管理している。地域の方は地域の農地を守りたいという思いがあるが、担い手がないのでそれが困難な状況になっている。一方、担い手はまとまった農地が集まらないという状況があるため、それを解消できる新たなモデルと考えている。

委員 これは集落協定か。

事務局 はい。中山間地域等直接支払と多面的機能支払の両方を活用している。

委員 新しい形が出始めているということか。

事務局 はい。

委員 多面的機能支払交付金が平成 23 年から 24 年にかけてと、平成 25 年から 26 年にかけて伸びているが、県がこういう手を打ったので伸びたとかの理由があるのか。

事務局 平成 23～24 年に伸びた原因として、平成 23 年度までは地域に担い手が必要、例えば集落法人が要るといった少し厳しい要件があった。しかし、まずは地域をしっかりと守っていき今後他地域から担い手を呼んできたりする場合もあるだろう、ということで平成 24 年度から要件を引き下げたことが大きかったと考えている。このように制度、要件等が変更になった時は市町や地域の協議会へどのように周知するかが県の役割として重要であると考えている。

委員 現場に近いところでしっかり情報提供し、進めていくということ。

事務局 はい。

委員 さきほどの（株）vegeta の事例も県が関与し進めているのか。

事務局 この件については中山間地域直接支払交付金だけでなく農地集積関係の事業も絡んでおり、そちらを担当する部署とも連携して取り組んでいる。

委員 中山間直接支払事業については当初なかなか浸透しなかったが、職員が現場へ入り取り組んできたことで今がある。県として具体的にどう動くかが大事である。

委員 （株）Vegeta の取り組みを厳密に分析しパターン化してみるなどはしていないのか。例えば一番極端な例として企業だけで全部やってしまうのか、地域の農業者が企業化する場合もあるし、地域と連携し役割分担や分業の体制をとるのかなど、企業が入ると色々なパターンが多くなると思われる。県の関わり方は、ただ候補者がいて紹介するだけではなくシステムの組み方に県が関わっているのか、それがないと上手に進めることはできないのではないのか。

事務局 このような事例は少しずつできてきた段階であり、どのような状況か今後分析することは必要だと考えている。しかし今後具体的にどうするのかは、まだ考えていない。

委員 実際にかなり前から企業参入の動きはあり、これまでの事例を分析し、組み合わせる必要があるのではないのか。優良な会社づくり運営などのノウハウが県に蓄積でき、県がどこをどうやったらよいか、明確になってくるのでそれを是

非お願いする。

委員 (株) vegeta のキャベツ等野菜生産や消費者交流の取り組みは以前から知っていたが、このような制度を活用して実施していることは知らなかった。

委員 (株) vegeta は中山間地域直接支払だけでなく多面的機能支払にも取り組んでいるのか。

事務局 これは三次市向江田町の菅田地区での取組であり、この地域は両方の制度を使っている。(株) vegeta は県内各地で生産に取り組んでいるが三次市以外の地域、たとえば庄原市でも制度を活用して取り組んでいる。

まとめ

これまでの農業の担い手から新しい担い手、企業を含めて外部から入ってきておりその方たちと中山間の集落協定を組み、運営面で相当な工夫されていると実感した。

これらの動きは集落協定から個別協定への移行も多少反映しているのかもしれない、といった点にこの委員会として注目、着目していきたい。

こういった事例をパターン化し、指導のガイドラインを作成できれば色々なケースに対応できるのではないか。

一つの事業だけでなく色々なところと連携を強めてほしい、ケースの中では色々な事業を活用しながら農地の集積、多面的機能支払、中山間地域等直接支払を活用しながら地域で取り組んでいる実態が明らかにされており、成果の確認ができています。

このような新しい動きに対して今後も県は積極的に関わっていく必要がある。

2 強い農業づくり交付金について

強い農業づくり交付金は産地の競争力を強化するために、施設を整備する事業について

交付され消費者、実需者ニーズに応じた取組を支援する。高付加価値化と生産コストの低減、産地の収益力の強化や合理化を図る取組に必要な施設を整備するものである。国の様々な制度のなかでは大型で箱型の交付金事業となっている。

事業実施にあたっては地域が抱える課題を明確にして成果目標を定め、それに応じた対策をとっていくなか、ハード設備を実施していくことになっている。また成果目標や取組内容についてポイントが設定されており、成果の高い順に国に採択されることになっている。

庄原市のウインドレス鶏舎については2カ年の事業であり、昨年も説明させていただいた。広島県の農業産出額のうち鶏卵がトップであり、米の251億を超え263億円となっている。養鶏場は人目につかない場所にあることが多く、目立たないのだが、広島県の農業産出額を考えると重要な地位を占め、全国的に見ても4位となっている。この分野についての発展を考える中、産地競争力の強化という観点からウインドレス鶏舎が交付対象となっており、かつ鳥インフルエンザ対策も可能となることで、結果的に消費者へ鶏卵を安定的に供給することが可能となっている。

以上の2つの目的が合わさったような形となっているが、結果的にウインドレス鶏舎を導入すると収益力が高くなり、野鳥の侵入も防げるため鳥インフルエンザ対策にもなる。

・産地競争力の強化

庄原市東城地区において(株)東城ポトリが事業主体となり、2年間の事業ということで今年度はウインドレス鶏舎2棟、昨年度は3棟整備となっている。また今年は家畜排せつ物処理施設を整備することになっている。事業費は約17億5千8百万円となっており補助金額は約5億9千9百万円となっている。受益従事者数は97名であり、成果目標としては採卵鶏100羽当たりの労働時間の13%以上の削減と受益農家生産額の3%以上増加となっている。労働時間は現在5.2時間/100羽当たりであるが目標を3.73時間としている。一方生産額は4,336,247千円を5,627,444千円へ増加させる目標としている。

この事業は鳥インフルエンザ対策として、鶏舎を改善することによって県内における発生を防ぐことと、養鶏の振興ということで事業主体の収益力向上という2つの側面を持っている。

過去国内でも鳥インフルエンザが発生しており、現在も海外では発生が継続している状況にある。そのようななか開放型の鶏舎は防鳥ネットで取り囲むなどの対策をしているが、今回のようなウインドレス鶏舎の導入も進めている。県内では安芸高田市、世羅町、庄原市で進めており、病気の発生を防ぐことと産地競争力を強化することで県民に安全・安心な鶏卵を供給できると考えている。

・食品流通の合理化

事業主体は広島市であり目標年度は平成 33 年度，実施年度は平成 30 年度，事業内容は食肉加工施設ということで豚の背割機の導入をすることになっている。

事業費は 6030 万円で補助金は 2010 万円となっている。成果目標は作業時間の短縮と物流コストの低減の 2 つをあげており，内容は広島市中央卸売市場食肉市場における単位重量当たりの作業時間を現行 1 頭当たり 33 秒かかるのを 31 秒に短縮することと。また物流コストを 375,920 千円かかるのを 366,878 千円へ縮減することを目標としている。

現状として広島市の食肉市場は県内 1 個所であり，卸売業者は広島食肉市場（株）が入りその中に仲卸業者が 5 社，売買参加者が 34 名となっている。

市場の課題としては HACCP による品質高度化に向けた屠畜解体室のレイアウト変更や食肉の安全性や衛生性の確保があげられる。今年度屠畜場法が変更され HACCP の取得が義務化となるよう法律改正が進められている動きがある。移行期間もあり平成 33 年くらいから義務化が求められてくることが想定されている。このような環境変化に耐えうるような最新鋭の機械を導入したいという要望もあった。

現在の背割機も 4 半世紀以上経過しかなり効率が低下しているため，新機種に更新することによりコスト低減が図れる。特に部品供給も難しくなっており導入することになった。豚肉の市場の流れは卸売業者が生体を自動背割機により枝肉に加工し格付が行われ，セリにかかり消費者へ供給されるしくみとなっており，最新の機械導入が安全・安心な豚肉の安定供給に必要であることから事業導入となった。

質 疑

委員 強い農業づくり交付金の採択要件で，目標年度までに受益者の一定割合が国際水準の GAP の実施又は GAP 取得チャレンジシステム等に取り組むこととあるが，今回の事業も GAP が要件となっているのか。

事務局 県に提出する計画書には取り組むと記載していただいている。

委員 絶対的な条件ではないのか。

事務局 取得に向けて何らかの動きをするということだと整理している。

委員 市場整備の場合はどうか。

事務局 現状は事業要件にはなっていないが，屠畜法が変わり HACCP 取得が必要になるということである。

委員 確認ですが鳥インフルはインフルエンザ対策整備事業という名前を付けているけれども同時に効率化という二つの目的を持っているということが良いのか。

事務局 はい。

- 委員 ウインドレス鶏舎が鳥インフルエンザ対策になることは理解できるのだが、電気などによる管理で自然に近い状態ではないのか。
- 事務局 窓はないので電気で人間が管理している。
- 委員 こういった管理は鳥に影響はないのか。よく聞くのは24時間煌々と照らして、産卵するサイクルを早くするとかすると鳥の健康は大丈夫なのかと思うのだが。
- 事務局 鳥にとっては快適ではないかと思っている。鳥も昼間の明るさや陽が長くなったり短くなったりすれば季節を感じるので、消灯時間を人間がコントロールして季節を感じさせたりする操作もできるようになっている。いわゆる一般的な光が外から入って感じるということは無い。
- 委員 アニマルウェルフェアは確保されているということか。
- 事務局 はい。どちらかというと温度管理ができるので夏の暑いときはこちらのほうが快適で、卵をよく産むというか。
- 委員 卵の殻が薄くなったりすることもないのか。
- 事務局 そういったことはない。今回の施設は直列方式と言って糞を自動的に掻き出すようになっており、労働生産性も高くなっており労働力も衛生管理に集中できる。
- 委員 豚の背割機だが、旧型が壊れたらまずいということはあるが、旧型と新型の違いはどこになるのか。目標と事業効果のところには何か違いがあるのか。ただ古くて壊れるから新しいのに替えるというのではなく、新型にしている意味はあるのか。
- 事務局 具体的には豚を背割機で半分にする際に、旧型は人力で反転させる必要があるため1人配置する必要があった。それが新型では機械で自動反転できるため人件費の削減が可能となり、コスト低減に繋がる。また新型のため光熱費も下がり事業効果である作業の効率化ができる。
- 委員 作業の効率化はわかるのだが、物流コストの低減はどこですなのか。
- 事務局 食肉市場の肉の流れで言うと、屠畜しながら物が流れていく、広い意味で屠畜解体にかかるコストも物流コストに含めて考えてよい、ということだったので背割に係るコストが下がることで物流コストが下がるというとらえ方で進めている。
- 委員 実際は背割コストの削減か。
- 事務局 今回は成果目標が予め決まっており、国と協議したところ承認された。
- 委員 背割機とそのプラスαの中の加工で流すところまでなのか、ただ背割機だけを取り換えるのかということ。

事務局 HACCP の認証を取るために全体のレイアウトを変えたいという要望もあった。

まとめ

一つは GAP, HACCP 取得に向けた取り組みを進めてほしいという意見があった。市場整備の事業に関して書類の書き方もあるがストレートな表現もあっていいのではないか, という意見があった。

- 3 消費安全対策交付金について
 - (1) 消費安全対策交付金の概要

消費者に食品を安全かつ安定的に届けるために、生産の各段階で安全を確保するという考え方のもとにこの交付金を活用している。この交付金は平成13年にBSEが国内発生した後に、その時の農林水産現場の反省ということで見直しが行われ、農畜水産物の安全性の向上や、家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んでいる。

目的の一つ目は農畜水産物の安全性の向上であり、農薬の適正使用等の総合的な推進、畜産物の安全の確保、水産物の安全の確保に取り組んでいる。

目的の二つ目は伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止があり、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備、重要病害虫の特別防除等、輸出検疫条件の確立に取り組んでいる。

(2) 畜産物の安全の確保について

畜産物の安全の確保のために、給与する飼料が適正に使用されているか、また製造されているかを確認している。これは飼料安全法により規制がされており、広島県において平成29年度に確認した中では適切に運用されていた。

立入検査は飼料製造・販売業者56件、畜産農家へ対する巡回指導168件を実施した。この件数については具体的目標にあるように立入検査等の実施率11%を目指している。

これについては対象の一割程度を実施するよう国からの指導があるため、それに基づき実績も実施率11%となっている。事業費は114千円、交付金は57千円である。

(3) 家畜衛生の推進について

畜産物の安全性確保のためには、生産段階における家畜衛生の推進を図る必要がある。

そのため本交付金を利用して疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

実績として監視体制の整備ということで、48か月齢以上の死亡牛に対するBSE検査を422頭実施し、すべて陰性であった。

危機管理体制の整備として家畜の伝染病が発生した際の防疫演習を実施している。これは各畜産事務所3か所で計24回実施した。

家畜衛生対策による生産性向上の推進は、万が一病気が発生した時に必要となる防疫資材を購入した。

畜産物の安全性の向上ということで動物用医薬品の使用実績調査を30戸実施した。

薬剤耐性菌発現状況調査として、薬剤効果の有無等について2戸調査した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備として、家畜伝染病が発生した際に必要となる検査機器の整備を家畜保健衛生所3か所に整備した。

目標値の考え方は、家畜の伝染性疾病の検出率（摘発・発生）の低減率と検査件数の増加率を充実度として目標値設定した。なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制を更に拡充する。これについては消費・安全対策交付金の要綱に基づき実施している。

実績として検査件数は検査方法（対象）の変更により減少したが、疾病発生件数も減少したため、指標となる充実度（実績値）は目標を上回った。

(4) 農薬の適正使用等の総合的な推進、安全使用について

農薬の安全使用については消費者の残留農薬への関心が非常に高く、安全を確保するうえで農薬の販売者や使用者に対して適正な使用がされるよう徹底する必要がある。県としては研修会や講習会を開催して啓発に努めるとともに、立入検査を実施し指導している。

啓発活動は実績にもあるように農薬の販売者・使用者、JA等の指導的立場を対象にした研修会を7回開催した。また、各地域や産地での栽培研修会などを活用した啓発活動を62回実施した。

その中で農薬取締法の周知を図るとともに、農薬の適正販売、あるいは安全使用の意識の向上に向けた取組を実施した。また監視活動は農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から農薬の販売店ではホームセンターやJAなど21店舗、また農薬使用者については集落法人やゴルフ場などの中から12件の立ち入り検査を実施した。この取り組みにより年間では延べ1,869名を対象に農薬危害防止の啓発を実施した。これらの取組により農薬の不適切な販売、使用の発生割合は目標値の19.1%以下に対し9.5%であり112%の達成度となった。

この結果を踏まえ農薬の適正販売、安全使用の推進については、今後も継続して法令順守に向けた啓発指導に取り組む必要があると考えている。

(5) 重要病害虫の特別防除等について

この取り組みは海外から我が国へ侵入した場合、生産者に重大な被害が想定される病害虫への警戒と万が一侵入したとき、迅速な防除が出来るよう、蔓延防止に取り組んでいる。具体的には侵入を警戒しているのはミバエ類や蔓延防止、早期根絶を図っている梅輪紋ウイルスこの2つが調査対象となっている。ミバエ類はチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエについて4月から11月にかけて年間56回の調査を実施したが本県では発生が確認されていない。

梅輪紋ウイルスについては平成21年に東京都青梅市でウイルスが確認され、毎年全国調査が実施されている。本交付金を活用しての調査は平成26年度からであるが感染の恐れがある梅、桃、杏などの果樹の中から桃を対象にして5月から6月にかけて県内8地区で調査を実施したが、発生は確認していない。国の調査マニュアルの変更として調査区の減少、

県内の生産が少ない杏, 桜桃を外している。

(6) 輸出検疫条件の確立

輸出相手国が警戒する病害虫の発生状況により輸出解禁に向けた協議を実施していくために取り組んでいる。アメリカで侵入警戒されているミカンバエが調査対象となっている。県内9区域で調査を実施したところ4区域で発生が認められた。主要産地での発生が認められた。調査区域は発生が確認できている県西部, 中央部としていたが全県的な調査をすることとし, 県東部についても調査した。

(7) 水産物の安全の確保について

本県では平成2年に貝毒対策実施要領を制定し, 貝毒発生監視及び貝毒検出時の対応を行っている。平成4年に初めて貝毒が発生し, その後は毎年のように春先に二枚貝の毒化が起こっていることから, 平成29年度においても引き続き, 貝毒発生監視調査を検査計画のとおり実施し, 食品としての安全性確保を図る。

平成29年度はかき15, アサリ8, ムラサキガイ3の計26定点で検査を実施した。

検査回数は9回で麻痺性貝毒7, 麻痺性貝毒(臨時)1, 下痢性貝毒1であった。

検査方法はマウス公定法で行い実績は234回実施し, 目標の200回に対し117%の実施となった。具体的には県の東部海域でかき養殖を始めたためその牡蠣を検査したことと, ゴールデンウィークの前に注意体制となったため臨時の検査を実施したためである。

事業費は707,000円であり交付金は353,000円となっている。

(8) 養殖衛生管理体制の整備について

広島県の海面ではマダイやサーモン, ノリの養殖が行われている。内水面ではアユやマス類, ニシキゴイの養殖も行われている。

このような中, 魚病の発生予防及びまん延防止を図るとともに, 水産用医薬品の適正使用を指導する取組を行っている。

実績は対象となる養殖等経営体数104に対し102経営体の指導を行い, ほぼ100%のカバー率となった。また, 水産用医薬品適正使用指導等会議を5回開催するほか現地指導を実施した。事業費は408,000円であった。

質 疑

委 員 輸出検疫条件の確立のところで, 調査の結果4区域で発生が認められた。今

後の果実の輸出にあたりどう影響があるのか。

事務局 現在のところ県西部での発生が確認され、蔓延が確認されている。

委員 基本的には調査だけか。

事務局 はい。

委員 家畜衛生の推進畜産物の安全性向上で農場が30とか2とかあるが、あらかじめ指定されているのか。

事務局 指定されている。

委員 これだけは完全に実施してほしいということか。

事務局 はい。

委員 ミバエ類の発生状況について、もし発生が確認されたらどのように対応するのか。

事務局 この実績書については農政局と連携している。国との連携において対応を考えている。

委員 BSEの事業費が3,350万円と他の事業に比べ高額な理由は何故か。

事務局 牛が死亡した場合、48か月齢以上の死亡牛は全て検査をするが、病性鑑定を行う検査キットや、死亡牛の保管・管理をするための施設管理に経費がかかるためである。

委員 農産物は生産指導も行き渡りやすいが水産物の場合は対象が移動する、養殖場への指導はできるが趣味の釣りや漁などへの対応はどうか。

事務局 法律に乗っ取って検査をしながら進めていく必要があるが、瀬戸内海では瀬戸内海水産研究所という国の研究所がありそういったところは魚の化学物質を検査している。一番顕著であったのは東日本大震災のあとに放射能の問題があった時に県漁連のほうで放射能検査をするなどして、安全性を確保した。

委員 農薬の適正使用において販売者への立ち入り検査をしているとあるが、農薬に対しての販売の適正規範のようなものがあるのか。

事務局 法律に基づき表示・販売するよう指導している。

委員 販売店によっては規制されているもの以外も販売したりしているのか。

事務局 だいたい登録農薬が販売されているが、検査としては農薬販売の登録証があるかどうか、効果のきつい、人体へも影響が大きい薬品が鍵付きのロッカーで保管されているかどうか。除草剤などは、農地用や非農耕地が区別されているかどうかなど、農業用の農薬とゴキブリ等の殺虫剤が同じように販売されていないかなどを検査し、不適切な場合は指導している。

委員 農薬の扱い方、販売方法が変化しているのではないか、従来からの農協に加

えホームセンターのようなところが増えたりしているが違いがあるのか。

事務局 販売に対する法律は一緒であり、農薬を販売するには販売の登録をとることになっており、これは農協もホームセンターも一緒である。

委員 脱色したり、少し長持ちさせたりする薬品についても、この農薬のチェックで行うのか。

事務局 農薬というのは植物を適正に生育させるものであり、収穫した後は別の添加物関係となってくる。あくまで栽培におけるもので、農薬の瓶等を見ていただければ、農林水産省の登録番号とかが記載されている。無登録農薬が販売される事例があった場合は、農林水産省と連携し使用状況などを調査し対応している。

まとめ

それぞれの調査で違反等のあった際の事後対応などの事例があればホームページなどで紹介して欲しい。畜産物の安全の確保における BSE の費用が他に比べ高額となっている。

水産物における養殖以外の部分、漁獲漁業の対応はどのようにしているのか、農薬の適正販売、農薬についての概念についての質問があった。

4 産地パワーアップ事業について

(1) 産地パワーアップ事業の概要

TPP の関連対策として制度化された事業であり、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援することになっている。

目標としては生産流通コストを 10%以上低減、もしくは販売額を 10%以上増加させることが必要である。このような目標を掲げた産地を支援することになっている。

支援内容としては機械、施設のリースによる導入施設の整備、果樹の改植、パイプハウス等の資材の購入といったメニューがあり、補助率は 1 / 2 以内となっている。この事業の特徴は基金事業となっており、基金の管理団体が国費を一括管理して都道府県の申請に応じて配分するようになっている。取組主体である生産者や J A が作成した取組主体事業計画を地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画としてとりまとめて、この計画を事業主体である県が県の実施方針に基づいて承認することで事業実施をしている。

(2) トマト産地の拡大

今年度の事業実施地区の事業内容は、ハウス資材や機械のリース費用に対する補助が中心となっているが、その中で金額の大きな整備事業として三原市の高度環境制御施設について説明する。

この事業は（株）広島アグリネットファームが取組主体となっている。場所は三原市の佐木島に高度環境制御栽培施設、内容としては耐候性ハウスを（3 連棟×2 棟）建設し面積は 4,752 m²である。これに機械棟、栽培プラントや制御盤もあわせて整備することになっている。昨年度の第一期整備と合わせて約 0.95ha の面積でトマト生産を開始することとなる。現在三原市のトマト栽培面積は全体で約 1 ha なので、今後は市と J A が一体となってトマト産地の拡大発展を計画している。そのための起爆剤として、産地をけん引する経営力の高い担い手を育成することで産地拡大を図ることができないかと考えている。

今後は三原市の農業者の研修制度と併せて、平成 30 年度から高坂町でトマトの実践農場を開設することになっているので、そこと合わせて新規就農者の育成を図ることとしている。

質 疑

委 員 世羅町のアスパラガスの要望が大きいのはなぜか。自治体が強力に進めているのか。

事務局 県でもアスパラガス 10 億円産地構想を掲げ取り組んでいる。世羅町でいうと露地で栽培すると病害等で収量がとれていないため、施設化して収量向上に取り組みたいとの要望がある。

委 員 組織的にやっているということか。

事務局 まとまった産地として取り組んでいる。

委員 (株) 広島アグリネットファームが個別農家と連携して取り組むのは素晴らしいことだと思う。大きな力が小さなものを潰してしまうことはよくあることで、連携してやることはいいと思う。しかし三原のトマトと言われても何が特徴なの、と思ってしまう。非常に甘いトマトだとか体に良いとか品質に特徴がそれぞれあるが、三原トマトはどうなのか。品質、大きさ何でも良いが特徴があるのか。

事務局 今のところはない。アグリネットファームが作られているトマトは小ぶりで甘いものを作っているが、JA全農ひろしまが取り組んでいるのは大玉のノーマルなトマトである。今後は三原全体でトマトが栽培されている、という点を発信して行こうと考えている。委員の言われるような甘めのトマトが三原全体で取り組まれているような状況ではなく、色々なトマトがある産地といった状況である。

委員 消費者としては、あまり面白くないので是非指導して欲しいと思う。三原のトマトはこうだね、といった産地にしていきたい。

事務局 まだ生産が始まった段階で、今後産地のカラーの構築が必要と認識している。

委員 現在、塩トマトであるとか水切りトマトであるとか、特徴をネーミングしたものが多くてトマトの市場はとても大きく、売り場にトマトの種類を多くしている店舗が多くなっている。トマトの需要は大きいので特徴をしっかりと打ち出す必要がある。特徴のない三原トマトでは、消費者にイメージが湧きにくく、今のままでは今後の普及も難しいのかと感じる。

委員 県内のトマト生産者が増えているのは理由があるのか？

事務局 収益性が高いことがあげられる。

委員 県が行った戦略でこれまで聞いたのはイチゴ、トマト、アスパラガス、葉物野菜といったものがあるがそれはどこからでてくるのか。

もうちょっと押しの強い野菜が出てきてもいいのではないか。個別にやっているといったものでもよいが。

事務局 県が推進している品目は広島市場において需要が高く、収益性が高いものを推進している。販売の視点から言うと、たとえばトマトは産地毎に特徴があり、それぞれ売っている。品目ごとにどうブランディングをしていくか、個人で売っている場合もありケースバイケースとなっている。

委員 アスパラガスは露地から施設への転換は進むと考えているか。

- 事務局 進めている段階である。
- 委員 露地は基本的にリスクが高いのか。
- 事務局 ハウスの方が出荷期間が長く、その分収益性が高いということである。
- 委員 ハウスは無加温の雨よけ栽培が基本か。
- 事務局 はい。
- 委員 トマトは沿岸部では加温栽培で中北部は無加温栽培か？
- 事務局 おおむねそうである。
- 委員 トマトの産地構成について、出荷量は北部と南部ではどちらが多いのか。
- 事務局 北部の方が多い、代表的なのは神石高原町、庄原市高野町、北広島町などである。南部は呉市倉橋町、大崎上島町、尾道市向島町などでどちらが多いかという北部が多い。しかし一企業ではあるが、世羅町で取り組んでいる世羅菜園はさらに多い、その他江田島市の（有）グリーンファーム沖美、大崎上島町の亀田農園など大型の経営体もある。企業参入の売り上げが多いのがトマトである。
- 委員 県としては北部、南部ともに振興しているのか。
- 事務局 はい。
- 今回のアグリネットファームはもともとスーパーのフレスタが、トマトのアイテムを揃えたいという戦略があり、その中で自社産の商品も置きたいという目的もあり農業参入された経緯がある。
- 委員 色々な種類があってそれを揃えてくれる。消費者としてはあそこへいけば色々なトマトがある方が好ましい。
- 事務局 フレスタは昔から倉橋のトマトをお宝トマトとして力を入れており、今回は大玉トマトとは別に鉄人トマト（小玉）としてアイテムを増やしている。
- 委員 スーパーからするとトマトは一番の目玉商品であり、種類が多いと集客に有利であり他の商品を買ってもらえるということもある。

まとめ

施設を作ってどうやって売っていくのか、明確にしておく必要性が議論された。あいまいなブランドではなく明確なブランディングが必要ではないか、それに向けた戦略が必要ではないかと意見があった。